

(令和元年5月21日提出)

令和元年5月議会臨時会議案

新 潟 市

令和元年5月議会臨時会議案

目 次

議案第43号 市長専決処分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 4 3 号

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を得たい。

令和元年 5 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

記

（令和元年度分）

専決第 1 号 新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

専決第 1 号

新潟市市税条例の一部を改正する条例について専決処分書

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

上記地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 31 年 3 月 31 日

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項中「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に、「同条第 9 項」を「同条第 7 項」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 8 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 1 号ニ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 1 号ホ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 2 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 2 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 3 号イ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 3 号ロ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 3 2 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 3 3 項第 3 号ハ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 3 7 項」を「附則第 15 条第 3 8 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 3 9 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 16 項中「

附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第14条第1項中「法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第14条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

	5,000円	2,500円
--	--------	--------

附則第14条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第14条第7項を同条第4項とする。

附則第14条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第19条の4中「第17項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第39項、第42項、第43項若しくは第47項」を「第18項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第40項、第43項、第44項、第48項若しくは第50項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例に

よる。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19条の4の規定の適用については、同項中「、第48項若しくは第50項」とあるのは「若しくは第48項」とする。